関係団体の長 殿

鹿児島県保健福祉部介護福祉課長

福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

消費者庁においては、消費生活用製品安全法に基づき報告のあった消費生活用製品の重大製品事故を公表しています。

先般, 平成26年8月15日付で公表された重大製品事故のうち, 介護ベッド用手すりの隙間に頭部が入り込んだことによる死亡事故が1件発生しております。

つきましては、福祉用具の適切な使用と再発防止について、注意喚起していただくととも に、貴会会員施設等へ周知してくださるようお願いいたします。

- 問い合わせ先 -

鹿児島県保健福祉部介護福祉課

事業者指導係 黒田

T E L : 0 9 9 - 2 8 6 - 2 6 7 6 F A X : 0 9 9 - 2 8 6 - 5 5 5 4

メール: k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp



News Release

平成26年8月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 (うちガスこんろ(都市ガス用)1件、 屋外式ガス給湯暖房機(都市ガス用)1件) 2件

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因が疑われる事故 (うちリチウム電池内蔵充電器(モバイル機器用)1件、

4件

(フラブグラム電池内蔵の電部 (こ)、「ル版語) エアコン(室外機)1件、電気冷蔵庫2件)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因か否かが特定できていない事故 (うち照明器具1件、介護ベッド用手すり1件、自転車1件)

3件

- 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※) において、審議を予定している案件 該当案件無し
 - 1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。
 - ※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1)介護ベッド用手すりについての注意喚起(管理番号A201400283)

①事故事象について

当該製品をベッドに設置して使用していたところ、使用者(80歳代)が、当該製品自体の隙間に頭部が入った状態で発見され、死亡が確認されました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された2007年(平成19年)5月以降、報告のあった介護ベッド用手すりの事故件数は以下のとおりです。

〈事故発生件数〉

2007年度	(平成19年度)	12件(うち死亡 8件)
2008年度	(平成20年度)	15件(うち死亡 3件)
2009年度	(平成21年度)	7件(うち死亡 3件)
2010年度	(平成22年度)	12件(うち死亡 6件)
2011年度	(平成23年度)	11件(うち死亡 8件)
2012年度	(平成24年度)	8件(うち死亡 6件)
2013年度	(平成25年度)	1件(うち死亡 0件)
2014年度	(平成26年度)	1件(うち死亡 1件)
合	計	67件(うち死亡35件)

②再発防止に向けて(介護を行っている方々へのお願い)

介護ベッド用手すりの使用に際して、これまでに、手すり(サイドレール)とヘッドボード(頭側のついたて)の隙間に首が入る事故、手すりと手すりの隙間に首が入る事故、手すり自体の隙間に頭や腕が入る事故などが発生し、死亡又は重傷の重大事故報告が寄せられています。



(手すりとヘッドボード(頭側のついたて)の隙間)



(手すり自体の隙間)



(手すりと手すりの隙間)



(手すり自体の隙間)

1) 御使用中の手すりが新JIS製品かどうか御確認ください

2009年(平成21年)3月にJIS規格が改正され、手すりと手すりの隙間 及び手すりとヘッドボード(頭側のついたてなど)との隙間の基準が強化され、安 全性が向上しました。

新JIS規格ではない手すりを使用する場合、首などが入るおそれがあります。 よって、御使用中の手すりが新JIS規格でなければ、新JIS規格の製品に取り 替えていただくことを奨励します。

なお、新JIS規格の製品かどうか不明な場合は、レンタル契約先事業者又は販売事業者にお問合せください。

2) 新JIS規格の製品への取替えが困難な場合など

新JIS規格ではない手すりを使用する場合には、隙間をふさぐ対策を確実にとっていただきますようお願いいたします(別添1参照)。

- ・隙間をふさぐ対応品を使用する(対応品の内容については、各メーカーにご相談ください。)
- クッション材や毛布などで隙間をふさぐ。
- 手すりなどの全体をカバーや毛布で覆い、手すり自体の隙間に頭や腕などが入り込まないようにする。
- 危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う。 等

③再発防止への取り組み

医療・介護ベッド安全普及協議会においては、介護ベッド用手すりによる事故についての注意喚起を行っておりますので御覧ください。

また、2012年(平成24年)6月6日付で、経済産業省及び厚生労働省は、全国の都道府県等の関係部局を通じて、病院、介護施設、福祉用具レンタル事業者などに「介護ベッド用手すりによる製品事故未然防止のための点検」の依頼を行いました(別添2参照)。

さらに、2012年(平成24年)11月2日付けで、消費者庁は、全国の在宅介護者向けに行ったアンケート調査結果の公表及び注意喚起を行うとともに、地方自治体への協力依頼、新聞紙上での政府広報等により、事故の危険性の周知や注意喚起を行っています。

(消費者庁のウェブサイト)

介護ベッドの手すり等による死亡事故が発生しています! http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121102kouhyou 3.pdf

医療・介護ベッド使用にかかる注意喚起の周知度調査の結果及び対策について http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121102kouhyou_2.pdf

(経済産業省のウェブサイト)

http://www.meti.go.jp/press/2012/06/20120606003/20120606003.html

(厚生労働省のウェブサイト)

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002cv6c.html

(医療・介護ベッド安全普及協議会のウェブサイト)

http://www.bed-anzen.org/

介護ベッド用手すりの事故防止対策(具体例)

ここが危険なすき間です

サイドレール間のすき間 すき間 マットレスとサイドレール のすき間 頭側ついたてとサイドレール のすき間 すき間

足側ついたてとサイド レールのすき間

(すき間をふさいで挟まれないようにする) 挟み込み防止対策の例

[サイドレールとサイド [レールの間のすき間 ▼補助具(事業者が提供)ですき間をふさぐ 頭側ついたてとサイド] レールのすき間



▼スペーサー(事業者が提供)ですき間をふさぐ

▼クッションやタオルなどで すき間を埋める





む事故を防ぐため、すき間をに関する安全基準を強化した新』の製品が製造・販売されています。早めに新JIS製品への取替えをお願いします。 平成21年3月にJIS規格が改正され、首や腕、足などを挟み込 ×

医療・介護ベッド安全点検チェック表

医療・介護ベッドを安全にお使いいただくために

 ① 近年、医療・介護ベッドのサイドレールやベッド用グリップによる死亡事故等が報告されています。
 事故の多くは利用者の首や手足がサイドレール等のすき間や、内部の空間に入り込んだことによるものです。これらの事故の多くは、利用者の身体状況や使用状況によると思われるものであり、危険な部分があるかどうかの確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。

このたび「医療・介護ベッド安全普及協議会」では、サイドレール等による事故を未然防止していただくために、「**医療・介護ベッド安全点検チェック表**」を作成いたしました。医療・介護ベッドでサイドレール等をご利用の際には、このチェック表で点検項目を確認し、必要に応じて対応を行ってください。

また、事故事例とその対応策を紹介した動画「**医療・介護ベッドに潜む危険」**もホームページで見ることができますので、合わせてご利用下さい。

サイドレール



サイドレールは、ベッド で寝ている人の転落や寝 具の落下を予防するため の製品です。

ベッド用グリップ



ベッド用グリップは、ベッド 上での起きあがりやベッドからのたちあがりなどの動作を 補助するための製品です。

- すき間を埋める対応品(スペーサー、サイドレールカバー等)のご利用は、各メーカーにお問合せください。
- ・製品事故の未然防止のため、安全対策が強化された2009年改正の新JIS規格が要求する寸法を満たす製品を使用することも一つの方法です。

特にご注意いただきたい方

- ・発作、病状、症状などにより、自分の体を支えられずサイドレール等に倒れ込む可能性のある方
- ・自力で危険な状態から回避することができないと思われる方
- ・認知機能障害などにより、ベッド上で予測できない行動をとると思われる方
- ・片マヒなどの障害などにより、体位を自分で保持できない方

留 意 事 項

挟み込み事故予防の観点から、ベッドの利用開始前に、ベッドやサイドレール等におけるすき間を確認し、<u>ベッド利用者の心身</u> の状態や、利用環境から、挟み込み事故の危険性がある場合は、以下の対応を行ってください。

- ・クッション材や毛布などですき間を埋める
- ・すき間を埋める対応品を使用する(対応品の内容については各メーカーにご相談ください)
- ・サイドレール等の全体をカバーや毛布で覆う
- ・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う
- ●製品や対応品に関するお問合せは、各メーカーにお願いします。

協議会会員	お問い合わせ先	ホームページ
アイシン精機株式会社	0566-24-8882	http://www.aisin.co.jp/product/welfare/index.html
シーホネンス株式会社	0120-20-1001	http://www.seahonence.co.jp/
パラマウントベッド株式会社	0120-36-4803	http://www.paramount.co.jp/
株式会社プラッツ	0120-77-3433	http://www.platz-ltd.co.jp/
フランスベッド株式会社	0120-39-2824	http://www.francebed.co.jp/
株式会社モルテン	03-3625-8510	http://www.molten.co.jp/health
株式会社ランダルコーポレーション	048-475-3662	http://www.lundal.co.jp

S 医療・介護ベッド安全普及協議会 【ホームベージ】http://www.bed-anzen.org 【お問い合わせ先】03-3648-5510 ホームページではベッドを正しく安全にご利用いただくための「動画」や「パンノレット」を掲載しています。

医療・介護ベッド安全点検チェック表

氏名 記入日: 年 月 日

チェック項目

※チェック項目ごとに危険がないか確認し、必要に応じて対応を行ってください。 ※チェック項目が該当しない、もしくは対応したら☑を入れましょう。

チェック項目	事故事例と対応方法例	チェック欄
①ボードとサイドレール等の間に首を挟み 込みそうなすき間はありませんか? (首の挟み込みに対して、より安全であるための すき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込ま ないこと、もしくは23.5cm以上です。)	≪事故事例≫ 無理な体勢でベッドの下にある物を取ろうとした時に、 ヘッドボードとサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。 <u>《対応方法例》</u> ●ベッド周りを整理整頓し、利用者が身を乗り出さないように	
	配慮しましょう。 ●ボードとサイドレール等のすき間をクッション材や毛布等を入れて埋めましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。	22 AND
②サイドレールとサイドレール等の間に首を 挟み込みそうなすき間はありませんか? (首の挟み込みに対して、より安全であるための すき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込ま ないこと、もしくは23.5cm以上です。)	《事故事例》 ベッドの背中を上げた状態で、目を離している間に利用 者がバランスを崩し、2本のサイドレールのすき間に首を 挟み込んでしまった。	
	 対応方法例 利用者から目を離す際は、ベッドの背中を必ずフラットに戻しましょう。 すき間を埋める対応品を利用しましょう。 新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。 	スペーサー
③サイドレール等に頭を閉じ込みそうな空間はありませんか? (頭の閉じ込みに対して、より安全であるための目安は、直径12cmの物が通らないことです。)	≪事故事例≫ ベッドから起き上がる際にバランスを崩し、サイドレール 内の空間に頭が入り込んでしまった。	
	 (対応方法例) ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 ●すき間が小さく、より安全なサイドレール等に交換しましょう。 	サイドレールカバー
④利用者の状態を確認しながら、ベッド の操作を行っていますか?	《事故事例》 利用者の手や足がサイドレールの中に入っている状態で、 介護する方がベッド操作をし、手や足を挟んでしまった。	
	 対応方法例 ●ベッドを操作する前と、操作中最低1度は動作を止めて利用者の状態を確認しましょう。(※看護・介護する方が立っている場所と反対側は、布団などの死角となり特に注意が必要です。) ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 	サイドレールカバー

※すき間を埋める対応品、カバーで覆われたサイドレール等や後付カバーは各メーカーにお問い合わせ下さい。

※経済産業省及び厚生労働省の「介護ベッド用手すりによる製品事故未然防止のため の点検」より抜粋

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

	備考	7月28日に経済産業舎商務 流通グループ にて公表済 8月7日に消費 者安全法の重 大事故等として公表済	8月7日に消費 者安全法の重 大事故等とし て公表済
	事故発生都道府県	奈 良県	井 献
	事故内容	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。当該製品の使用状 況を含め、現在、原因を調査中。	当該製品を使用中、当該製品を嫌損する火災が発生した。現在、原因を調査中。
ç°,	被害状況	火災	火災
しく手・つもこうし	管理番号 事故発生日 報告受理日 製品名 機種・型式 事業者名 被害	リンナイ株式会社	リンナイ株式会社
ひりがにない	機種 型式	KGK662GL	RUFH- K2400AW2-6(A)
	製品名	ガスこんろ(都市ガス用)	屋外式ガス給湯暖 RUFH- 房機(都市ガス用) K2400AW2-6(A)
これとの中分に	報告受理日	平成26年8月12日	平成26年8月12日
	事故発生日	A201400277 平成26年7月25日	A201400279 平成26年7月28日 平成26年8月12日
べくこ・	管理番号	A201400277	A201400279

2. ガス機器 石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

備考		8月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済	平成20年12月 16日からリコー ルを実施(特記 事項を参照) 改修率 28.4%	平成20年12月 16日からリコー ルを実施(特記 事項を参照) 改修率 28.4% 費者74日に消 費者な全法の 重大事故等と して公表済
事故発生都道府県	兵庫県	東京都	熊本県	重
事故内容	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、 4名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	当該製品を焼損する火災が発生した。 事故原因は、現在、調査中であるが、コンデンサの製造不良により、コンデンサ内部の酸化が進行し、規定以上の電気抵抗が生じて発熱・出火に至ったものと考えられる。	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 た。 事故原因は、現在、調査中であるが、コンデンサの製造不良により、コンデンサ内部の酸化が進行し、規定以上の電気抵抗が生じて発熱・出火に至ったものと考えられる。
被害状況	火災	火災 軽傷4名	火災	火災
2. パペ版冊 'ロ/田/阪町・グパックが Mile 対 アクライン 数 Hive ロル 放れれでの 子 以 管理番号 事故発生日 報告受理日 製品名 機種・型式 事業者名	株式会社ヨシナ (輸入事業者)	ダイキン工業株式会社	LG電子ジャパン株式 会社(現 LG Electronics Japan株式会社) 試会社)	LG電子ジャパン株式 会社(現 LG Electronics Japan株 式会社) (輸入事業者)
ノン、女HP 陸 機種・型式	НН-122	AR22FNS	LR-B17NW	LR-B17NW
製品名	リチウム電池内蔵 充電器(モバイル 機器用)	エアコン(室外機)	電気冷蔵庫	電気冷蔵庫
スパランジ HITに対して 報告受理日	平成26年8月12日	平成26年8月12日	平成26年8月12日	平成26年8月13日
では、ロイは「ASTAFで」 事故発生日	A201400278 平成26年7月31日	A201400281 平成26年8月3日	A201400282 平成26年7月30日	A201400284 平成26年8月6日
6. カベ版 管理番号	A201400278	A201400281	A201400282	A201400284

管理番号 事故発生日 報告受理日 製品名	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201400280	平成26年7月28日	平成26年8月12日	照明器具	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	井	8月7日に消費者安 全法の重大事故等と して公表済
A201400283	A201400283 平成26年7月6日	平成26年8月13日	介護ベッド用手すり	死亡1名	当該製品をベッドに設置して使用していたところ、使用者(80歳代)が、当該製品自体の隙間に頭部が入った状態で発見され、死亡が確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が事故を認識したのは8月7日 介護ベッド用手すり についての注意喚起を実施(特記事項を
A201400285	平成26年7月13日	平成26年8月13日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品のチェーンが外れ、転倒し、左手指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認 識したのは8月12日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し